

## 地域の社会課題解決促進に向けたエコシステム研究会の設置について

令和5年10月  
中小企業庁経営支援部  
創業・新事業促進課

## 1. 研究会設置の目的

地域の人口減少に加え地域課題が多様化・複雑化する中で、本来その解決を担うべき地方公共団体の財源や人材の不足により、サービスを提供できる領域が縮小していくことが見込まれる。他方、地域でのビッグデータの利活用の促進や全国的な5Gの普及、ロボットやAI等の技術を活用することで、民間事業者が、これまで企業が収益を上げることが難しかった領域や、地方公共団体が担っていた領域で、収益を上げつつ地域課題解決に取り組むことで、地域の持続性・継続性を高めることができる可能性が高まっている。

経営資源に制約がある地域課題解決企業が、事業を円滑に進めていくためには、地方公共団体、地域金融機関、投資家、大企業等の多様な関係者とお互いの強みを生かし、有機的な連携を図り進めていく必要があるが、事業が社会にもたらす効果（ソーシャル・インパクト）は数値化や効果検証が難しいため、必要な経営資源や協業先を獲得しづらいという課題がある。その際、地域課題解決事業の意義を理解し、多様な関係者との有機的な連携の実現や収益化を支援する中間支援機能は重要な役割を果たす。

本研究会では、こうした状況を踏まえ、地域課題解決事業が創出され自走化できるエコシステムを実現するため、地域課題解決事業の成長フェーズごとの課題や関係するプレイヤーの果たす役割と社会的インパクトの評価方法を確立するための地域課題解決事業推進に向けた基本指針の策定を目指す。

## 2. 研究会の主な討議内容

主に以下のテーマについて各回で討議し、最終的に地域課題解決事業推進のための基本指針の策定を目指す。

- (1) 本研究会の目指す姿（地域課題解決企業の意義と課題）等
- (2) エコシステムが持つべき機能と課題解決の方向性
- (3) 中間支援機能と担うべき役割
- (4) 地域課題解決事業のエコシステムの在り方

## 3. 研究会の進め方

- ・研究会は5回程度開催し、令和5年度中に基本指針の策定を目指す。
- ・研究会の効果的・効率的な運営のために事務局は座長を推薦し、委員の了承を得る。
- ・研究会は原則非公開とし、各回終了後、委員の了承を得た上で議事要旨を公開する。
- ・配布資料は原則公開とするが、個別の事情に応じて、非公開が適当と考えられる配布資料については、事務局が座長（配布資料が事務局以外の者から提出されたものである場合には座長及び資料提出者）と相談して、決定する。